

■ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術の施設基準については下記の通りです。(令和6年1月～令和6年12月)

区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	91件	区分4 その他	775件
	イ 黄斑下手術等	456件		155件
	ウ 鼓室形成手術等	42件		0件
	エ 肺悪性腫瘍手術等	138件		24件
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	22件		117件
区分2	ア 鞣帯断裂形成手術等	19件	人工関節置換術	14件
	イ 水頭症手術等	39件	乳児外科施設基準対象手術	1件
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	6件	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	6件
	エ 尿道形成手術等	7件	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	7件
	オ 角膜移植術	12件	経皮的冠動脈形成術	38件
	カ 肝切除術等	61件	急性心筋梗塞に対するもの	104件
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	17件	不安定狭心症に対するもの	0件
区分3	ア 上顎骨形成術等	13件	その他のもの	0件
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	15件	経皮的冠動脈粥疊切除術	0件
	ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1件	経皮的冠動脈ステント留置術	32件
	エ 母指化手術等	0件	急性心筋梗塞に対するもの	38件
	オ 内反足手術等	0件	不安定狭心症に対するもの	174件
	カ 食道切除再建術等	9件	その他のもの	1件
	キ 同種死体腎移植術等	2件		

令和7年6月1日



国際医療福祉大学成田病院 病院長